

# ワンポイント会計基準

## vol.309 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指 針」等の公表について

2024 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、本会計基準及び本適用指針）が公表されました。

今回は、借手のリースの会計処理の概要をご紹介します。

1. リース開始日のリース負債及び使用権資産の計上額（本会計基準第 33 項、34 項、本適用指針第 18 項、19 項、37 項）

借手は、リース負債の計上額を算定するにあたって、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法によりリース負債を計上します。なお、借手がリース負債の現在価値の算定のために用いる割引率は、貸手の計算利子率を知り得る場合はこの利率、知り得ない場合は、借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率によります。

また、リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上します。

少額リース及び短期リースに係る簡便的な取り扱いについては、次回ご紹介します。

2. 借手のリース料（本会計基準第 35 項、本適用指針第 24 項～26 項）

借手のリース料は、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、次の（1）から（5）のもので構成されます。

（1）借手の固定リース料

（2）指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料

- (3) 残価保証に係る借手による支払見込額
- (4) 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額
- (5) リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）

3. 利息相当額の各期への配分（本会計基準第 36 項、本適用指針第 38 項～42 項）

リース負債の計上の際に控除した利息相当額については、借手のリース期間にわたり、原則として、利息法により配分します。なお、使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には簡便的な取り扱いが設けられています。

4. 使用権資産の償却（本会計基準第 37 項、38 項、本適用指針第 43 項）

原資産の所有権が借手に移転するリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法により算定します。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とします。

原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定します。原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一である必要はありません。この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとします。

以上